

厚生常任委員会

平成22年12月15日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎辻 善次	○小林 誠	宮崎 和彦
吉野 俊明	飯高 昭二	里川宜志子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	清水 建也	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国 保 医 療 課 長	西 卷 昭 男
国 保 医 療 課 参 事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	猪 川 恭 弘
環 境 対 策 課 長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	峯 川 敏 明
住 民 課 長	清水 昭雄	健 康 対 策 課 長	西 梶 浩 司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

町長

おはようございます。委員皆様にはたいへん寒い中、ご出席賜り、ありがとうございます。

特に、12月6日の本会議から付託をされております議案第43号、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、また陳情第7号、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するために斑鳩町シルバー人材センターへの支援の要望についてということでございます。委員皆様方には、慎重審議を賜りまして議案第43号については、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

特に、ごみの問題等、環境問題等で、いろいろやっている中で、各課報告事項の「衛生処理場の今後の方向性について」でありますけれども、継続審査は環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、あるいは各課報告事項についても担当から詳しく説明させますけれども、この中でも、特に、「衛生処理場の今後の方向性について」でありますけれども、斑鳩町衛生処理場は、供用開始後、平成23年度末で30年を迎えようとしております。また地元周辺自治会との10年更新の交渉を進めていくこととなりますが、今日まで衛生処理場は補修を重ね、その延命を重ねておりますものの、施設の状況、年数などを勘案いたしますと、今後10年間、適正な運営を維持していくことが非常に難しく、また新たな処理施設を建設するにも膨大な建設費用等が必要になっていくものと考えております。このことから、抜本的なごみ処理対策につきまして、種々検討を重ねてまいった結果、衛生処理場での焼却処理は廃止し、平成24年度から焼却につきましては委託処理に移行していきたいと考えております。この考え方等につきまして

は、後ほど、担当より詳しく説明させますので、委員の皆様のご意見をお聞かせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。それから、あとは各課から詳しく説明させますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員には、小林委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 付議議案について、(1) 議案第43号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、議案第43号 斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

環境対策
課長

本議案につきましては、紙おむつ類専用指定袋交付事業及び事業用指定ごみ袋の種類増加に伴う条例の一部改正でありまして、前回の委員会におきまして、事業の概要、考え方等につきまして、ご説明させていただいておりますので、議案書末尾に記載しております要旨をもって説明に替えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議案の末尾の要旨をご覧くださいと思います。

まず、条例改正のひとつ目といたしまして、常時紙おむつ類を使用する乳幼児などがいるご家庭へのごみ処理手数料の軽減を図るため、一般廃棄物処理手数料の減免規定について見直しを行います。

二つ目といたしまして、事業系廃棄物の適正処理、減量化を図ることを目的に、平成22年8月から有料指定袋制を導入いたしました。事業所からの要望に応え、よりスムーズな排出を支援するため、事業系の一般廃棄物処

理手数料額の見直しを行うものであり、それぞれの概要につきましては、下記のとおりであります。

まず、一般廃棄物処理手数料の減免事項の追加では、在宅で常時紙おむつ類を必要とする者等が排出する紙おむつ類を処理する場合、紙おむつ類専用指定袋を支給する条項を追加をいたします。

次に、事業用町指定袋の追加につきましては、追加分といたしまして、85リットルから90リットル相当袋を特大と区分し、処理手数料額は、1枚280円といたします。次に、65リットルから70リットル相当袋につきましては、「大」と区分し、処理手数料額は、1枚220円といたします。また、従来、大と区分しておりました45リットルから50リットル相当袋につきましては、区分を「中」に改めるものであります。

このような区分の表現につきまして、目安のリッター数を記載すればどうかのご意見をいただいている件につきましては、袋にそれぞれの目安の容量を記載するとともに、広報紙やインターネット、また、啓発チラシなどでも目安の容量も記載するなどし、その周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、施行日につきましては、それぞれ平成23年4月1日から施行することとしております。なお、条例本文と新旧対照表の説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

以上で、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

何とぞ、よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員

これらにつきましては、私たち委員会として要望した件と、事業所さんからの要望を受けてという議案ですのでね、問題はないかとは思っているんですけども、ちょっと確認をさせていただきたいことがあります。前回の委員会では乳幼児のおむつに関しましては、きちっと丁寧な説明があつて、私も

考え方は分かったんですけども、在宅で介護が必要な方であったり、また障がい者の方で、おむつが常時必要なケースがあると思うんですけどもね、この袋を貰いに行った時、なんかは乳幼児さんなんかは、乳幼児医療証なんかもありますし、確認もしやすい点もあると思うんですけども、介護とか、障がいとかいう形での常時必要な方っていうのは、どの程度把握をしながら、どういうふうに確認をしながら、それを出そうかというふうに考えておられるのか、また、数的に乳幼児さんや、そういう在宅の介護度の高い方や障がい者の方で、だいたい数を、町はどの程度というふうに把握をしておられるのかという点についてちょっと確認をしておきたいなというふうに思います。

環境対策
課長

まず、要介護者につきましては、介護保険法でいう要介護者であります、要介護状態にある方で、要介護区分1から区分5の認定を受けている方を介護保険法では要介護者というふうに位置付けておりますけども、この要綱では幅広く交付対象となりますよう、要支援者の方も含めまして要介護者というふうに位置付けております。保険証などで確認できれば、担当課のほうですぐ支給できますけども、そういったものを持参されなかった場合につきましては、福祉課等に確認をしながら交付をしていくということになるかと思えます。もう1点の人数でございますけども、まず乳幼児につきましては平成22年の10月末現在の数字でありますけれども、996人の方が3歳児以下でおられます。また、要介護者につきましては1,187人、家族介護用品支給者は83人、日常生活用具給付者は10人、計2,276人が10月末現在の交付対象者となっているところであります。以上です。

里川委員

これ、障がい者の関係はどういうふうになってますか。

委員長

西本住民生活部長。

住民生活
部長

まず、障がい者の方につきましては一応、斑鳩町地域生活支援事業実施要綱にもとづきます日常生活用具、紙おむつを支給させていただいておりますけども、その方に支給をしていくと、それ以外の方につきましては、障害の

等級を持っておられる方で、福祉課で確認をさせていただいて、常時失禁状態となられておられるとか、そういった確認をさせていただいて支給をさせていただこうと思っております。なお、弾力条項を設けておりました、その中でケースに応じまして柔軟に対応していきたいと、このように考えております。

里川委員　　今、説明を聞いてちょっと安心をしました。幅広く、ちょっと捉えて、やはり本人の申し出によって状況を掴みながら支給をしていくという考え方が示されましたので、そのように十分配慮させていただいて、きちっと申し出の内容を聞き取りましてね、ちょっと、乳幼児さんみたいに簡単にいかない点もあるかと、いろいろ確認しにくい点もあるかとは思いますが、ただし、不正受給っていったらおかしいですけどね、前回は申し上げましたとおり、それ以外のものを入れて出されるということについては、逆にそのサービスを受けない方から見ると問題になってきた時に、またせっかくのサービスやのにね、そういうことで問題でてきたらかないませんのでね、その辺は支給する時にきちっと、また利用者さんにお知らせもしていただきながら、適正な運営ができるように、また頑張ってくださいと思います。大変やと思いますけどもお願いしておきます。

委員長　　他にございませんか。

(な し)

委員長　　ないようですので、私の方から1点だけちょっと確認だけさせていただきます。この配布につきましてはどこで配布。　栗本環境対策課長。

環境対策課長　　現時点では、役場の環境対策課の窓口で交付をしようというふうに考えております。

委員長　　これは要望ですけども、通し番号ってなかなか難しいと思いますけども、できたら保健センター、生き生きプラザでも、いろんな事業で乳幼児さんも

来られますし、高齢者の方もいろいろ利用されますので、できましたら担当課と協議しながら、ちょっとこれは通し番号と、乳幼児は把握できますけども、障がい者の方はなかなか把握しにくい面もありますけども、できましたらその辺でちょっと検討もしていただけるのかどうか、ちょっとお尋ねします。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

先ほどもお答えいたしましたように、交付対象者すべての方が母子手帳なり、保険証なり、交付対象者であることを証明していただけるような書類を持参していただければ問題がないんですけれども、例えば申請に来られた際に、申請者が要介護者かどうかを担当課に照会しなければならない場合も多くなるのかなというふうに思います。そういった場合、役場内ですと照会がスムーズに行くのではないかなというふうに考えております。また、今回ルール違反防止のために通し番号を印字して、その番号を交付記録簿に逐一整備をしていくことになるんですけれども、交付する時の通し番号の確認、その記録など一連の作業につきまして手際にもよると思いますけども、ある程度申請から交付までちょっと時間を要するのかなというふうに予測をしております。乳幼児の健康診断の時に、そういった交付できる体制がとれるのかどうかといったことにつきまして、健康対策課とも協議が必要であるというふうに考えてますので、ご要望の件につきましては、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと考えております。

委員長

よろしく申し上げます。他にはないですか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)陳情第7号 高齢者が安心して暮らせる社会を実現するために斑鳩町シルバー人材センターへの支援の要望についてを議題といたします。

まずはじめに、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、陳情第7号につきましてご説明させていただきます。
まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 内容は別紙のとおりでございます。2枚目以降に要旨を添付させていただいております。

要旨の朗読につきましては省略をさせていただきますが、要約をいたしますと、国のシルバー人材センター援助事業につきましては、今年の行政刷新会議の事業仕分けにおいて、予算要求額を3分の1程度削減するという評価結果がだされております。そして、この11月に行われました事業仕分け第3弾の再評価においては、事業仕分け第1弾の評価結果の確実な実施を求める評価結果が出されております。

このことから、シルバー人材センターにおかれましては、さらなる補助金の大幅な削減を懸念されているところでございまして、斑鳩町シルバー人材センターに対する平成23年度予算の確保について要望をされているものです。以上です。

委員長 続きまして、本陳情に関しまして、委員から事前にご要望のありました資料について、福祉課から資料を提出いただいておりますので、この資料の説明をお願いいたします。 佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、お手元に配付させていただいております資料について説明させていただきます。

まず1枚目の上のほうの表でございます。左側で、平成8年度以降、22年度までの補助金と会員数について載せさせていただいております。平成8年度で1,300万円だった補助金が、平成12年度に1,021万円になりまして、それ以降、合計については同額で、今年度に915万円になっております。会員数につきましては、直近の平成21年度では会員数370人となっております。次に事務局体制でございます。そのページの下の方の表でございます。事務局長以下5名の体制で、正職員が2名、嘱託が2名、パートが1名という人員になっております。

次のページをめくっていただきまして、次のページ以降につきましては、平成21年度の公共関係の受託金額の各明細を載せさせていただいております。もう1枚裏、最後ですけれども、合計載せておりますけれども、斑鳩町の各課、また斑鳩町の土地開発公社、選挙管理委員会等、関係団体を合わせまして、合計で平成21年度では97件、金額ではここに右下にありますように2,380万6,161円となっております。全体の契約金額から見ますと、18.6%がこの関係の金額になっております。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 里川委員。

里川委員 この陳情を読ませていただく中で、ちょっといろいろと確認をさせていただきたいこともありまして、私、事前にこういう資料出してほしいということをお願いをしました。この資料を見てまして、今ふっと思ったんですけども、補助金の額の決定をされる基準というんですか、この金額でてくる基準は何をもってこの金額が出てきてるのかっていうのが1点と、それとこれ途中からですね、本体プラスなんやら事業ってつけてこういうふうになっているんですけど、この補助金の構成なんですけれども、こんだけの金額の中に、国・県・町っていうのはどういう補助金に関わり方をしているか、金額の構成ですね、どうなってるのかっていうのを、ちょっとその辺も教えていただきたいと思います。

福祉課長 まず補助金の基準ですけれども、この内訳の方で見ていただきまして、こ

ここに「本体」と書いています。本体の運営の補助金なんですけども、これにつきましては、シルバーの会員数、それとシルバーの収容延べ人数っていいですか、それにもとづいてですね、一定の基準が決まってまして、そのランク分けで決まります。そして今現在は平成22年度880万円となっているということで。それから、その本体以外の右側に3つございます。安全適正就業推進事業、それと就業機会の創出、それとホワイトカラー就業機会開発事業ということがございますけども、これにつきましては、町でしたら、町シルバーが県に申請して、県が配分すると、元の資金につきましては国から下りてきますねんけど、その各シルバーが、県下のシルバーが補助金について申請して、それに基づいて県が決定して配分するというので、このような金額になっております。それから、補助金の構成につきましては、国のほうで決まってまして、実質、町が2分の1、国が2分の1という形になっております。以上です。

里川委員 ということは、町が出している補助金というのは。

福祉課長 説明不足ですいません。国2分の1、町2分の1というのは、左の合計額ですね。例えば平成22年度でしたら、町が915万円を出して、国も915万円を出しているという形でございます。以上です。

里川委員 そしたら、町があくまでも出している金額ということですね。これと同額を国が出しているということで、県へ申請して、県が配分するやつについても、県は一切お金だしてへんけども、配分だけ行うという考え方でいいんですね。それとですね、例えばですよ、国の方が金額を下げたと、でも法的に国が下げたら、国2分の1、町2分の1やけど、国下げてきました、そしたら同じように国の金額と同額にせなあかんというふうに決まっているのかどうか、それとも、国の基準でこんだけと下げたと、だけど町は今まで出してるこの金額を維持してだそうということが可能性としてできるのか、できないのかというところについて、確認をしたいと思うんですが。

福祉課長 今のご質問につきましては、町単独事業として、町が決定してすれば可能

です。

里川委員　　で、国は、行政刷新会議とかのいろいろあるんですけども、今、現状では見込みとして、国からの補助金はどの程度になるというふうに考えているのか。そして町はそれを受けてシルバーさんに対して、町はどういうふうにしようというふうに、今、現状考えてはるのかということも併せてお聞きしておきたいなと思うんですが。

福祉課長　　今現在の状況ですと、次年度以降の話になってくるとは思いますけども、平成23年度につきましては、ここに書いております本体880万円でございます。それ以外の右3つについてはなくなって、本体だけの880万円になるだろうということで、今現在は考えておりますけども、先ほど冒頭にありましたように、最終的に、この880万円について金額が最終的に決まるのは年明けてからという話をシルバーから聞いております。そこでは若干落ちるのかなという話を聞いております。

里川委員　　それでね、まず右側にある特別な推進事業関係のほうはなくなって、本体は残るだろうと言ってたけれども、いろいろな状況の中でまだ本体のほうも減ってくるだろうという中において、年明けに金額決定してくる、その金額によっては、町の考え方としてですね、今、課長の答弁からいうと、国と同額の一定制度として補助金を出すけれども、あまりにも落差が大きいと考えた時に、町が単独事業として、これまで出してた金額を維持しようというような考え方っていうのはね、あるのか、ないのか、その辺、町の姿勢について確認したいなと思います。

委員長　　小城町長。

町長　　これは、もう平成8年からと書いてますけれども、やはり国に準じて、やっぱり町は合わせて、やっているのをごさいますて、これを見ていただいたら分かるようにですね、国が定めてきたら、それに準じて、やっぱりやっっていくということについては変わりないと思います。

里川委員

ということは、町としては国に準じてやっていくという考え方、でも国は減らしてくるだろうということになれば、やはり、国が国の補助金を減らさないようにということで、シルバーさんたちの団体さんもそうですけれども、市町村としても、自分とこの自治体内にあるシルバーさんが今後の運営に心配があるということであれば、一定の要望を国に対して、やっぱりあげていかんとしゃあないということになると思います。この組織はね、この陳情文書にあるようにね、事務局体制もね、この要望の要旨の1枚目の最後の行から、次の頁にかけてありますようにね、事務局っていうのはコーディネータとしての重要な役割、これはものすごくあるんですわ、確かに。この人の能力っていうのはものすごい大事でね、ぎょうさんの会員さんで、そこそこの年齢の方たちですので、私もこれまでもね、仕事の配分とかでどうかこうとかいろんな意見聞いたことがあります。だから事務局の体制としても重要やということも思ってますし、今後団塊の世代の方たちが退職された後、再就職とか、再任用とか、いろんな形でまだなんとか勤めておられても、もう65になられたら、やっぱりもういよいよまたシルバーさんの方にも、もっとなだれ込んでくるんじゃないかなというふうなことも私も思っております。そしてシルバーさんにも行きながら、先日から申し上げているように、子育て支援もそうですけど、そういう団塊の世代の人たちに地域で活躍していただきたい、いろんな活動に参加していただいて、活躍していただきたいという思いと、シルバーさんなんかに行かれて、仕事もね、いろんな仕事もしながら、生きがいをもって生き生きと、健康のためにもそのほうが良いかなと思っておりますのでね、この辺はあまりおろそかにできない事業かなというふうには私も思っているところなんです。町としても、町の財政上大変やと、国に準じてやっていきたいという考え方について、他の委員さんはどう思われるかどうか分かりませんが、私としてはできるだけことはしてあげたいなという思いはあるんですけども、ただ、要望としては、できるだけこの本体を維持できるようなね、要望を国のほうへ上げていくべきかなというふうには思います。

委員長

今、里川委員のほうから、本体について国のほうに要望という意見があり

ましたけども、各委員さんにいろいろ意見聞かせてもらって、後でまた若干協議させていただきたいと思いますので。

飯高委員。

飯高委員　この資料を見させていただきますと、確かに平成8年から今日に至るまでかなり減額された状況にあるということで、一方では、会員数がかかなり増えていると、にもかかわらず、こんだけ減額されているという実態は今これ見えてよくわかりましたけども。その中で、シルバーの方が一生懸命働いておられますね、年金生活の中で、その仕事をしようという意欲のある方がですね、参加されている、また賃金というんですか、実際にこういうふうには仕事はされていて、平成8年から22年におきまして、賃金の形態がどういふふうな推移になっているのか、例えば平成8年度がある程度貰われてて、こういった形で補助金が減らされている中において、賃金が降下しているという状況なのか、一定なのかということをお聞きしたいと思ひます。

福祉課長　すみません、個々の業務によって金額は変わってくると思ひます。今回問題になっておりますのは、運営の関係になります。シルバー人材センターの貰う事務費につきましては、5%から10%の間ということで、基本的には斑鳩町は8%貰ってると聞いております。

飯高委員　そういった補助金ということで、対しては、今後ですね、減らされている傾向にある中で、先ほども町長が言っておられたように、国に準じてするということで、そのカバーできるだけの財源というのはちょっとまた難しいのかなとは思ひますけども、今後やはりこの傾向を見ていった場合に、シルバーが運営が本当に困難になっていく状況になっていった場合においては、これはなくなることは恐らくないと思ひますけども、そういう状況の中をシルバー人材センターから聞いていかなあかんのかなと思ひます。今回はやはり減少傾向にある中、やはり国においてですね、これを求めていくという方向性で、私はお願ひしたいと思ひます。

委員長 みなさん、どうですか。宮崎委員。

宮崎委員 私も今と同じ意見なんですけども、趣旨のほうは私もよくわかりますんで、シルバー人材センターの出してこられたやつ。団体、ここだけじゃないと思いますし、各種団体いろいろあると思いますんで、ここだけっていうことも無理だと思いますし、国の動向のほうも、やはり国が下げているのに、斑鳩町が下げへんっていうのも、今の財政的に、どこの市町村も一緒だと思うんですけども、そこの辺も難しいと思いますし。趣旨は採択して、要望書を国にあげるということで、議会のほうはそれでいいのかなと、あとは町のほうへはできるだけ考えていただきたいということだけ言っておいたらいいかなと思います。

委員長 小林委員。

小林委員 今の段階では趣旨を汲みとって、国のほうへ意見書を出すということで、今の段階ではそれでいいのではないかと思います。

委員長 吉野委員。

吉野委員 知り合いがいっぱいおりますし、いろいろ聞いてますんで、予算的に関係については皆さんおっしゃるとおりだと思いますけども、より一層のシルバー人材センターそのものも企業努力、それも必要ではないかなと私は思っています。

委員長 いろいろご意見いただいておりますけども、取りまとめのため暫時休憩いたします。

(午前9時36分 休憩)

(午前9時58分 再開)

委員長 再開いたします。

取りまとめができましたので、本陳情書については、各委員のご意見をお聞きする中では、本陳情書について、当委員会としては趣旨採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

このことによって、今後いろいろシルバー人材センターにつきましても、なかなか厳しい問題もありますけども、一層の企業努力をしてもらおうということも、委員としても委員会としても要望させていただきたいと思います。

町につきましても、一層支援もお願いすると、シルバー人材センターにつきましても、今後こういった社会に対するいろんな企業努力をされていますし、その辺の支援もお願いする中で、一応、趣旨採択ということをお願いします。よって、この陳情7号につきましても趣旨採択するものと決しました。

なお、休憩中にとりまとめをさせていただくなかで、国に補助金削減をしないよう求める意見書を提出してはどうかという皆さんのご意見もございましたので、皆さんのお手元にお配りをしておりますように、休憩中に意見書の案のとりまとめをいただきましたが、当委員会の発議をもって本意見書を提出したいと思いますが、異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、当委員会の発議をもって本意見書を提出いたします。

次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、前回の委員会以後の取り組み状況を2点ご報告させていただきます。

まず1点目は、12月4日に開催をいたしました当町で初めて導入いたし

ましたハイブリッド塵芥収集車の出発セレモニーであります。12月4日土曜日午前8時より開催いたしましたハイブリッド塵芥収集車の出発セレモニーにつきましては、町議会議員の皆様をはじめ、地球にやさしい生活推進協議会エコるがのメンバー、また、5月のいかるがの里クリーンキャンペーンでの投票で環境標語最優秀作品に選ばれました2名の方などのご来賓と、職員を合わせまして総勢200名のご参加をいただき開催をいたしました。

当日は、町長のあいさつに続きまして、ご来賓代表として中西議長様にもごあいさつをいただきました後、ハイブリッド塵芥収集車とそのボディに掲示いたしました環境標語の最優秀作品のお披露目をさせていただき、最優秀作品受賞者の方を交えまして、記念撮影などを行ったところであります。

今回の環境標語は、小学生の部1,024作品、一般の部で64作品、計1,088作品のご応募をいただきました。これから環境に優しいハイブリッドごみ収集車とともに、最優秀の2作品が本町の良好な環境を守っていくため、動く広告塔となり、住民の方々の心に訴えていくわけですが、最優秀作品以外にも、それぞれ斑鳩町の将来に思いを込めながら考えていただいた作品であろうというふうに考えております。そういったことから、今後も、当然、行政が率先して地球にやさしい取り組みを継続していくことはもちろんのことではありますが、子どもたちや住民の方々が将来の斑鳩町のこと、環境のことを考えていただき、そして行動に移していただけるような啓発や普及事業の充実にも心がけてまいりたいと考えているところであります。議員の皆様には、寒いなか、早朝にもかかわらず多数ご臨席いただきましたことに対しまして、お礼申し上げます、ハイブリッド塵芥収集車の出発セレモニーの報告とさせていただきます。

もう1点につきましては、12月5日に実施いたしました処理困難物の特別回収であります。当町では、斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例におきまして、消火器、バッテリー、タイヤ、瓦礫などにつきましては、施設の処理能力などの面から処理困難物と定めておりまして、普段のごみ収集では取扱いをしておりません。普段、住民の方からお問合せがございましたら、直接、販売店の方に下取りにだしていただきとお願いをしているところであります。しかしながら、ごみ処理有料化導入に伴い、不法投棄の実態を調査した際に、バッテリーやタイヤといった処理困難物の

不法投棄が多かったことから、町では、平成12年度より年2回、販売業者の協力を得ながら、役場駐車場で特別回収を実施しておりまして、今年度2回目の特別回収を去る12月5日 日曜日に実施したところであります。

今年度2回の回収で、消火器57本、バッテリー18個、タイヤ39本、瓦礫1,970kgを回収したところで、住民の方の間では、年2回の処理困難物回収が定着してきており、次年度も7月と12月頃に回収をしていきたいと考えているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきまして、前回の委員会以後の取り組み状況の報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、以上で、継続審査については終わらせていただきます。次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 衛生処理場の今後の方向性について、理事者の報告を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、町長の開会のあいさつのなかでも触れておられました、平成24年度より可燃ごみの処理方法を委託処理に移行していこうとする斑鳩町衛生処理場の今後の方向性につきまして、ご説明を申し上げます。

一般的に、廃棄物処理施設の設備の耐用年数は、細かい機械は別といたしまして、30年程度といわれております。当町の衛生処理場も昭和57年の供用開始から、間もなく30年を迎えようとしているところであります。

また、委員の皆様もご承知のように、衛生処理場周辺の幸前・高安・高安西団地・高安睦の4自治会とは、10年ごとに撤去を含む協議をする約束になっておりまして、3度目の協議の時期が、来年度、平成23年度でありますことから、ここ数年衛生処理場の今後の方向性につきまして、調査研究あるいは種々検討をしてきたところであり、その概要を資料2で本日お示しを

しておりますので、資料をもとにご説明をさせていただきます。

まず、資料2の1ページ 今後の可燃ごみ排出量の見通しであります。

当町では、平成12年度のごみ処理有料化をはじめ、これまでもごみ減量化・資源化の推進に積極的に取り組んでまいりましたが、とりわけ、平成20年度からは、公共施設や河川敷などの剪定枝葉、あるいは刈草の堆肥化に取り組むなど、特に焼却ごみの削減に取り組んでおり、また、平成21年度からは、生ごみ分別収集モデル事業、あるいは平成22年度からは家庭の木くず・草類の分別収集など、その取り組みを強化しているところであります。

その結果、年度別可燃ごみ排出量の推移に記載しておりますように、平成21年度実績では、家庭系・事業系を合わせまして、焼却量は5,000tを切る約4,912tの焼却量となっているところであります。

今後も、生ごみ分別モデル地区や世帯の拡充とともに、ごみの焼却量は年々減少傾向が続くものと予測しております。現時点での生ごみ分別モデル事業の目標年次であります平成25年度には約3,680tの焼却量になる見込みであります。

さらに、現在、九州地方を中心に紙おむつの資源化が実現化しつつありまして、関西方面でも資源化プラントが建設され、資源化処理が一般的になってきた場合には、さらに焼却量は減少していくものと考えているところであります。

次に、2ページからの今後の衛生処理場運営費の見通しであります。

平成18年度以降の衛生処理場運営費の推移を記載をしておりますが、平成20年度以降では、総額で2億円以上を要しております。平成22年度の予算額を含めました直近3ヶ年の平均運営費は、約2億1,400万円になっているところであります。

次の3ページから4ページでは、衛生処理場の運営費のなかでも人件費を除き、占める割合の大きい補修費、周辺対策費について記載をしております。

まず、衛生処理場施設補修費であります。平成14年度から平成23年度の覚書締結期間の10年間で、約5億5,500万円を超える補修費用となる見込みで、年平均にいたしますと、約5,600万円となります。

一方、平成24年度以降、次の10年の補修工事の計画であります。老朽化がさらに進み、補修箇所も増える見込みでありますことから、予測値で

は、現行の3割程度は増加し、24年以降の10年間で総額7億円以上、年平均いたしますと約7,000万円となる見込みであります。

次に、4ページの衛生処理場周辺対策費の推移でありますけども、平成23年度、来年度の周辺対策費につきましては、まだ確定をしておりませんが、これまでの平均値から年8,000万円程度は必要になる見込みであります。このような状況から、突発的な事態がなく、通常の運営を継続できたとしても、今後の衛生処理場の運営には、年間約2億3,400万円程度は必要となり、補修内容や補償の内容によりましては、さらに予算が必要となる見込みであります。

このようなことを踏まえまして、衛生処理場周辺自治会のご理解が得られたといたしまして、衛生処理場を平成24年度以降も継続した場合、5ページ上段にお示ししておりますように、大きな3点の問題点があるというように考えております。

まず、1点目は、施設の老朽化に伴う補修整備費、あるいは周辺対策費など衛生処理場の運営費が増大していくことが予測できることとあります。

通常の運営でも、次の10年間で24億円近い費用が必要となります。

2点目の問題点は、当該衛生処理場は、供用開始後、30年を経過しての継続であり、次の10年、現在の状態で操業できるかどうかはまったく予測ができないこととあります。

1点目の問題点で、今後10年間で約24億円の運営費が必要になると申し上げましたが、大規模な補修をしなければならない事態となったときには、その費用はさらに増大いたします。損傷のダメージが大きかった場合、長期間、施設を停止しての補修や、最悪の場合は、操業不能といったことも考えられ、万一、そういった事態になりましたら、たちまち当町のごみ処理は行き詰まってしまうということになります。

そうならないために、次の10年間でできるだけ早い時期に新たな処理施設の計画、そして建設が不可欠となるわけですが、この新たな処理施設建設が3点目の大きな問題点となります。

現在、廃棄物処理施設建設には、用地費用を含めまして、60億円から100億円の予算が必要であるというふうにいわれておりますが、現在の廃棄物処理施設建設に対します国の交付金は、人口5万人以上でなければ交付対

象とはならず、当町が新たな処理施設を建設する場合は、交付対象外となり、建設費用はすべて町費となり、町財政を大きく圧迫させることとなります。

また、今日の環境意識の高まりから、新たな場所に処理施設を建設することは住民の方々の合意を得るのが非常に困難であると考えられます。

このことから、当該衛生処理場につきましては、次の10年間、継続の道を選んだとしても、非常に大きな問題、課題を背負った選択ということになります。

それでは、当該衛生処理場継続以外にどのような方法があるのかということになりますと、一部事務組合を創設するなどし、広域化処理を推進していく、あるいは委託処理していくかの方法が考えられます。

広域化処理につきましては、御所市と田原本町が組合創設に合意したという報道もありましたように、今後、県内市町村の各施設の老朽化に伴い、議論は活発化していくことになるとは思いますが、現時点では非常に難しい問題であり、すぐに実現できるような方法ではないというように考えます。

そういたしますと、次の対応ということで、業者委託による処理ということになります。

これまで、埋立て処分場を保有し、不燃ごみなどの埋立て処理を請負う一般廃棄物処理業者というのは各地に存在をしておりましたが、焼却処理、しかも一般廃棄物の処理の許可を取得し、その処理を請負う処理業者というのは、少ないのが現状でありました。

しかしながら、これまで単に焼却されていたごみにつきまして、資源の有効利用、あるいは地球温暖化防止対策といった観点から、最近では、焼却により発生する熱を回収し、それをエネルギーとして活用しようとする業者が出てまいり、近隣府県でも、三重県、大阪府、京都府などで、相次いで、産業廃棄物だけでなく、市町村に処理責任がある一般廃棄物の処理施設あるいは処分業の許可を取得した業者が進出をしてくております。

そうした業者に処理を委託した場合の検討内容につきまして、6ページ以降で記載をしております。

まず、一番、気になります委託した場合の処理費用であります。

現時点では、業者から、直接、見積等を徴しておりませんが、一般的な焼却処理の委託料の単価は、1 tあたりだいたい税抜きで39,000円、税

込みで40,950円が現在の相場といわれております。

それを基準に平成24年度から委託処理を実施したといたしますと、1ページで可燃ごみの予測値を示しておりますように、平成24年度の予測値が3,747tでありまして、6ページの表で申し上げますと1年目の処理委託料1億5,340万円が処理委託料ということになります。

そこに、仮に三重県の業者と委託契約をしたとした場合、三重県の伊賀市に所在しておりますので、伊賀市に対して環境負担金が別途必要となりまして、その金額が3,747万円、合わせまして1億9,087万円が委託処理1年目、処理に要する費用ということになります。

そのほか、処理を委託するには、運搬効率を高めるため、収集車から大型車に積替えるための中継施設の設置が必要となりますが、それらの一時的な設備費を除きますと、その後の処理委託料は、毎年、約1億5,400万円程度で推移する見込みであります。

しかしながら、委託処理のイメージ、あるいはリスクとして、これまで自己の焼却施設保有というのが処理の基本であります我が国では、焼却処理を委託するという事は、以前は処理業者が少なかったということもございまして、お願いをして処理してもらおうというような、発注者と受託者の立場が逆転しているようなところがありまして、そのことから、最初は安かった委託料が年々値上がりしていったといったようなこともあったように聞いております。

また、委託処理の場合、受託者が倒産した場合、すぐさま、処理に行き詰まるといったリスクが常にあり、そういったことから、今日でも、まだまだ委託処理という考え方より、どのようにして自己処理施設を更新していくかといったことを考えられている市町村が多いのが現状であります。

しかしながら、最近では、先ほども申しましたように、単に焼却するだけでなく、熱回収といったように焼却に付加価値がついてきたことから、複数の業者が一般廃棄物処理施設等の許可を取得し、焼却業務を請負うようになるなど、以前とは違い、発注者が委託先を選択できる、本来の請負の形となってきております。その分、業者間で当然競争原理が働かしまして、そういったことから、委託料の単価も下がってきているように聞いております。

また、倒産、すぐさま処理に行き詰まるといったリスクにつきましては、

大手の廃棄物処理業者では、グループの傘下に別の焼却施設を有した処理業者を保有したり、あるいは別の処理業者と業務提携を結ぶなど、万一のリスクを回避するための対策も十分とられているなど、処理する側の受け入れ態勢といったものも整ってきているところであります。

こういったことから、衛生処理場の今後の方向性の選択肢といたしまして、資料で申しますと、8ページであります。まず、選択肢①として、衛生処理場操業の10年継続を選択する方法。選択肢②として、操業期間を更新せず、平成24年度から委託処理に移行する選択、そして、選択肢③として、周辺自治会にお願いをし、期間限定で衛生処理場を一旦、継続させていただき、準備期間を設けて、委託処理に移行することを選択する3つの選択肢が考えられるのではないかとということになりましたが、今後の衛生処理場の運営費と委託処理費の比較、あるいは衛生処理場の状況などを勘案いたしますと、覚書締結期間満了で衛生処理場を廃止し、平成24年度より委託処理に移行する選択が有益な方法であるという結論となったところであり、今後、委託処理実施に向けまして、進めてまいりたいと考えているところであります。

また、衛生処理場周辺自治会につきましては、当委員会のご意見を踏まえまして、ご説明、あるいは協議をしましてまいりたいと考えておりまして、この後、年明け早々にも各自治会を回り、説明させていただこうと考えているところであります。

その他にも、細部にわたり詰めていかなければならない事項も多くございますが、今後、その進捗状況につきましては、継続審査のなかで、適宜ご相談なり、ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

当町では、これまでも「ごみゼロ社会の実現」をスローガンにごみ減量化・資源化施策に取り組んでまいりましたが、今後、可燃ごみの委託処理に移行していくにあたりましては、最終的には、焼却や埋立て処理するごみを可能な限りゼロにしていく「ゼロ・ウェイスト」の考え方をもって、今まで以上に、ごみ減量化・資源化施策に取り組み、処理費用の削減、あるいは環境への負荷低減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。今後の衛生処理場の方向性についての考え方とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 中継施設へ持って行くまでは、これまでどおり斑鳩町で収集をして、現場の職員さんいらっしゃいますのでね、その職員さんたちに継続して収集をやっていたかという考え方でいいのかどうか、それともう1つは施設がなくなることによって焼却場にはね、機械の技師さんみたいなね、収集業務を担当している職員ではなくて、機械のほうの技師さんのような職員さんが焼却場にはいはると思うんですね、そういう職員さんについてはどういうふうにかえたらいいのかという、やっぱり今現在働いていただいている方のことについて、町もどのように考えてこういう提案されているのかっていうのはきちっとやっぱり確認しておかないといけないので、お聞きしたいと思います。

環境対策課長 まず、焼却処理を委託した際の収集体制でありますけども、収集体制につきましては現行どおりでまったく変更はございません。次に委託処理した場合の焼却に携わっている職員の今後でありますけども、現在焼却につきましては4人の体制で業務に従事しております。焼却を委託処理することによりまして、中継作業という作業が新たに増えるわけですけども、それには複数の職員が必要であります。また、現在の収集を担当してます職員の中には平成23年末で期間満了となります再任用の職員もいることから、焼却処理を委託しても職員に直接影響はないというふうを考えております。

里川委員 そうしたら中継施設までは、斑鳩町の職員で運営するということによろしいんですね。

環境対策課長 収集したごみを大型車に積み込むまでは、町の業務ということでご理解いただけたらと思います。

里川委員 その場合ですね、中継所まで大型車パッカー車で来てくれるのが業者、大

型パッカー車を持っているのが業者というふうに考えたらよろしいんですね。

環境対策

課長

委員長

はい、それで結構です。
他にございませんか。この問題かなりいろいろ、今、聞いただけですので、今後、継続審査の中でいろいろ検討していくということで、まとめさせていただいてよろしいですか。突然こう言われてますんで、判断も難しいし。
飯高委員。

飯高委員

内容については大変大きな問題でありまして、今後いろいろな面において検討され、また周辺自治会においても十分な説明をしていただくというのは、町も考えておりますけども。単純にこういう委託という形になった場合に、住民にとっての影響というんですか、それはないとは思いますが、その辺はどうなんですかね。1点だけ確認させていただきます。

環境対策

課長

これまでの直営の処理とは違い、委託になりますと、排出量そのものが委託費用に直結してまいります。そういった面では住民の皆さんこれからも、すぐに費用にはね返ってきますんで、ごみの減量化といった面では今まで以上に協力いただくことになるのかなと、直接排出とかいうことについては影響はございません。

飯高委員

分かりました。先ほども委員長が言われてましたように、今後これを検討していくにおいてですね、経過なり、また詳しい、資料はいただいているんですけども、またこちらのほうから質問させていただいて、これをちゃんといい方向性に持っていくように委員会としてもお願いしたいと思います。

委員長

他にございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員

ちょっと2, 3お聞きしたいんですけども。今後の方向性の選択で3つあるんですけどもね、これ、衛生処理場が極端な話なくなるということになり

ましたら、あの跡地はどうされようと思っておられるのか、それとあと、老人憩の家あるんですけど、あれ焼却場の熱でお湯とか沸かしていると思うんですけども、その辺のやつがどうなっていくのかちょっとお聞かせ願えますか。まだ3つ選択ありますんでね、どれか決まってないんですけど、ちょっと気になったんで、もし考えておられたらちょっと教えてほしいなと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 あとについてはまだ結論はでておりません。ただ、東憩の家については以前からもいろいろございましたんで、今後検討しますけれども、当面すぐ廃止ということにはなっていないと思います。あと、焼却場、高い煙突もありますし、機械もあります。これ撤去した後において、どない土地利用を図るんや、これにつきましても、また今後の検討課題ということで決めておらない段階ですんで、これについては、今後、また議会とご相談させていただきたいと思います。

委員長 里川委員。

里川委員 さっきお尋ねして、中継施設というところまでが町の運営となるということなんですが、この中継施設の場所というのが、また問題になってくるのかなということを心配します。それとね、事業者さんのごみも収集して、ごみ袋で収集するようになったんで、それを収集する業者さんもあるやろうけど、それは業者さんですけども、逆に土曜、日曜でも持ち込みができるということになって、勤めている人らも普段出し忘れてたり日曜日や土曜日に掃除して出てきたごみを持ち込むというようなこと、それとちょっと出し忘れた人がまた持ちこみに行ったりとか、今も焼却場に行きましても持ち込んでごみっていうのは結構毎日あります、一般家庭でも。その持ち込みごみについてはどんなふうに考えたらいいかちょっと教えていただきたいと思います。

環境対策
課長 まず中継施設がどこに設置するのかといったことですが、最終決定はしてありませんが、最終処分場内で設置する方法、あるいは衛生処理場焼却施設を改造する方法、新たに用地を取得し、新設する方法などが考えられる方法であります。まだ、どれになるかというのは最終的に決まっております。また、現在行われている持ち込みごみですが、新たな中継施設を設置しても持ち込みは可能と、いままでどおりというふうに考えています。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、今後これも委員会で決定していくということで、よろしいですか。ちょっと1点だけすいません。

ここに生ごみの分別収集23年から1,500世帯って書いていますが、これは目標1,500世帯なんですけども、なかなかあと1,000世帯増やそうと思ったら、かなり難しいのかなという気もしますが、できましたら今度、自治会連合会でも、役員会とか総会ある時に自治会長に今後やっぱり協力を求めていくという、やっぱり、新年互礼会もありますので、そのへんも協力を求めていくという努力をいただくということでお願いしておきます。

そうしたら、10時50分まで休憩します。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長 それでは再開いたします。

次に(2)奈良県国民健康保険広域化等支援方針の概要について、理事者の報告を求めます。 面巻国保医療課長。

国保医療
課長 それでは、(2)奈良県国民健康保険広域化等支援方針の概要につきまして、県より情報提供がありましたことから、その概要のご報告をさせていた

だきます。

恐れ入りますが、資料3をご覧くださいませでしょうか。まず、はじめに、策定の趣旨等につきまして、ご説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、国保運営は、本格的な高齢化の進展や医療の高度化にともない、医療費が年々増加する一方、若年者の減少や非正規雇用の増加による若年者所得の低下により、国保料収入の増加が見込めず、構造的な問題に直面しているところでございます。

このような状況のもと、平成22年5月19日付けに公布された「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」による改正後の国民健康保険法により、都道府県は、市町村国民健康保険事業の運営の広域化または財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針「広域化等支援方針」を策定することができるとされたところでございます。こうしたことから、奈良県におかれましては、国保運営を広域化し、健康づくり等の共同事業の推進や財政安定化方策を講じて、安定的で持続可能な国保運営に資するため、広域化等支援方針を策定されたところでございます。

その策定にあたっては、県と市町村との協働の姿を模索する「奈良モデル検討会」に、奈良県市町村国保のあり方の作業部会と、県、代表市町村、国保連合会の職員で構成するワーキンググループを設置するとともに、県と南和地域の市町村で構成する「南和の医療等に関する協議会」を設けて、さまざまな議論と検討を行ってこられたところであります。

対象とする期間は、平成23年1月から平成27年3月までとされており、平成25年度からの新制度実施をめざす国における高齢者医療制度改革の動向や、奈良県において進める国保の広域化に向けた検討内容を踏まえ、適宜に必要な見直しを行うこととされております。

2ページをご覧くださいませでしょうか。次に、この方針の背景となる「奈良県の市町村国保の現状及び将来推計」についてであります。

これにつきましては、「被保険者数」「医療費」「国保の単年度収支」の3点から分析がされております。

はじめに、被保険者数では、国保の被保険者数は、平成20年には38万8千人だったものが、少子化等の影響により、徐々に減少する見込みで、平

成37年には、約20%減の31万人になるものと見込まれております。

一方、後期高齢者は、平成20年には14万5千人だったものが、高齢化が本格化するなかで、平成37年には、約1.8倍の25万7千人と急増するものと見込まれております。

また、医療費の将来推計につきましては、医療費水準や保険制度が現状のままであるとの前提のもと、奈良県国保と後期高齢者医療制度の将来推計が行われております。国保につきましては、平成20年度には1,178億円だったものが、平成37年には1,014億円と、被保険者数の減少にともない、徐々に減少するものと見込まれていますが、後期高齢者にあつては、平成20年度には1,284億円だったものが、平成37年には2,203億円と著しく増加するものと見込まれております。

さらに、国保の収支見込では、医療費水準や保険制度が現状のままであることを前提として推計されても、単年度収支で、平成20年には1億6千万円程度の赤字だったものが、後期高齢者の医療費が急増することなどから、平成37年度には74億3千万円と急激に悪化するものと見込まれております。将来推計が示しているように、市町村国保は、極めて深刻な状況が見込まれており、さらには、小規模の国保保険者が多数存在し、医療保険を運営していくうえで財政が不安定になりやすいことや、保険者間で年齢構成や所得分布の差異が大きいこと、医療機関の偏在によって医療給付費の格差が生じていることなどの構造的な問題を抱えており、これら諸課題を解決するための方策が求められているところでございます。

3ページをご覧くださいませでしょうか。次に、「広域化に向けた奈良県の基本的な考え方」についてでございますが、その目指すべき姿として、「安心して健やかに暮らせる健康長寿県」の実現のもとに、県民医療のセーフティネットの役割を担う国民健康保険の安定的で持続可能な運営の確保を掲げて、その取り組みを進めようとしております。そのためには、県と市町村、相互に関係性の高い医療、健康づくり、福祉及び保険を有機的に連携させ、本格的な少子高齢化に備えて医療費の適正化を図ることが不可欠であり、その取り組みとして、1つには、生活習慣病予防に重点をおいた健康づくりの推進、健康診断やがん検診の受診率の向上などの「医療費分析に基づくPDCAサイクルの構築」、2つには、健康長寿情報の発信、地域の草の根ネッ

トワークなどの「健康長寿文化の醸成」、3つには、保険料収納率対策の充実、適正な医療受診についての啓発等の「保険財政の安定化の確保」など、保険者機能を発揮した取り組みを展開しようとされております。

奈良県においては、これらの施策を総合的・一体的に展開できる立場にあることから、従来の指導・助言事務にとどまらず、国保運営にも積極的に関与するとされております。また、国保運営のリスクは、県及び市町村が共同して負うべきものであり、両者が協力してそれぞれの役割を果たすことが重要であるとの認識から、市町村は、従来からの保険運営に関する役割を担うとともに、運営の効率化、高度化のために本方針に掲げる共同事業等に積極的に取り組むことが必要であるとされております。

また、県及び市町村は、広域化を推進するために協力して体制を構築し、概ね5年後、平成27年度を目途に国保運営の県単位化に向けた環境整備を行うとされているところでございます。

4ページをご覧くださいませでしょうか。最後に、広域化に向けた取り組みのスケジュールについてであります。今後は、お示しさせていただいているスケジュールで検討・協議が進められてまいります。

その検討・協議にあたられますとは、大局的な観点から国保の広域化の方向性を協議する必要があると、市町村長をメンバーとする協議の場が設置されるとともに、複雑な国保制度について円滑な広域化を図るため、テーマごとに実務レベルでの検討・調整が行われてまいります。

なお、「保険財政共同安定化事業の拡充等」、「保険料統一に向けた取り組み」につきましては、保険者のみならず、被保険者の方にも大きく影響すること等から、慎重に検討・協議を行いながら進めるとの認識が示されているところでございます。

市町村国保が抱える構造的な諸課題を解決するため、制度の見直しが不可欠であることは、保険者の共通認識であり、本町といたしましては、市町村国保の安定的運営に向け、国の責任をより明確にし、より公平で効率性を確保した制度となるよう期待するとともに、国・県の動向を見守り、議論の進展に応じて、対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「奈良県国民健康保険広域化等支援方針の概要」につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 これを今、見ていますと、後期高齢者医療と同じように、当時も、県が保険者になるというような考え方になぜならないのかと、県下全市町村による広域連合というやり方については問題があると、私、後期高齢者医療のときに言ってきたんですけれどもね。国保についても、今、県のほうが保険者となるという考え方ではないというふうに、この今の説明でね、完全に広域連合化しようという考え方なんかと思うんですけれども。県の考え方はそういうことでよろしいんですか。

国保医療
課長 ただ今おっしゃいましたとおり、奈良県とは限らず、全国の知事会におきましては、なかなか保険者になるような姿勢を示されていないというところが現状でございまして、どこが保険者になるのかという議論につきましては、我々、市町村のほうからも強く要望し、適正な規模での、また運営のできる組織となるよう要望してまいりたいと考えております。

里川委員 市町村が保険者で、今度、県が保険者になるっていっても、全体でみたら、県民が等しくサービスを受けられるというような考え方もあるけれども、逆に言えば、斑鳩町が独自のいろいろ研究してやってきた斑鳩町独自のサービスが消えてしまうというような心配もあるということでは、県が保険者になるとしても、いろいろ心配する内容がある上に、また広域でやるとなると、後期高齢のときと同じように、またいろいろな問題や、もっと対象が広がる分、もっと心配な部分というのが私は出てくるのかなと考えています。

まだはじめて概要が説明されたという状況のなかでは、あまり深くいろいろなことを尋ねようとは思わないんですけれども、ただやはり、県下一斉にこういうことを考えてやるとなったら、県がどれだけ責任をもってくれるのかということ、やはり重要なポイントかなというふうに思いますので。さっきも言いましたけれども、やっぱり県が、責任をもって、できたら保険者になるという状況をつくるのが望ましいのかなということも思います。

それなりに、こういういろんな部会があったり、ワーキンググループもあったりとかいうことですがけれども、いろんな場面で、斑鳩町としても、町民の将来に責任をもって、町民の利益を優先にして、やっぱり、どういう制度であるべきかということ、県に積極的に意見をあげていってほしいということ、を要望しておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課参事。

国保医療 国保医療 課参事 それでは、各課報告事項の(3)の国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を納期までに納付できない場合、窓口で納付相談に来られました場合、その方の生活状況等を把握した上で、分割納付申請書等を出していただくなど、さらにその方の滞納が増えることのないよう、的確な助言を行っているところであります。しかしどうしても仕事の関係等で、平日に役場の開庁時間に相談にいけないといった声も聞きますことから、夜間・休日にそうした方のために、納税相談窓口を開設したいと考えております。開設日時は、夜間窓口が、来年の1月、2月、3月のそれぞれ第2、第3、第4木曜日で、時間は午後8時までとしております。休日窓口は1月、2月、3月の最後の日曜日とし、時間は午前10時から午後4時までとし、周知につきましては、本日発行の広報の12月のお知らせ版に掲載をしております。

以上で、夜間・休日納税相談の実施につきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員　これは住民サービスにつながることでありますので、私は、やっていただくのはいいことかなと思うんですけれども、夜間の8時まで、それと休日出勤、こういうことに関しまして、きちっと職員の体制というものを守っていただき、残業なら残業の手当、休日出勤なら休日出勤の振替、斑鳩町、基本的に休日出勤はできるだけ振替にさせていただくというようなことを言っていますけれどもね。このへんの勤務体制のきちとした体制をとっていただけるのかどうかね。住民サービスするのはいいけれども、職員の負担ばかり増えるというものではなく、やはり職員の勤務体制というものは、きちっと保障できるという形にしてもらわなあかんで、そのへんについてはきちっとするというので、理解しておいてよろしいですか。

住民生活
部長　当然、土・日、もしくは休日勤務につきましての、決められた手当等の対応をしていきたいと思っております。

委員長　他にございませんか。

(な し)

委員長　次に、(4)子宮頸がんワクチン等接種費用の助成について、理事者の報告を求めます。　西梶健康対策課長。

健康対策
課長　それでは、子宮頸がんワクチン等接種費用の助成についてご報告させていただきます。国の平成22年度第1次補正予算に子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成について予算措置がされ、平成22年11月26日に成立し、昨日、県から市町村に説明会が開催されたところであります。

事業内容であります。これらの予防接種を促進するための基金を都道府県に設置し、平成23年度末までの事業としており、費用負担割合は、国と市町村がそれぞれ2分の1で、国から都道府県の基金への交付金は予算の範囲内において交付するというようになっております。

助成対象事業の実施に係る助成等の条件といたしましては、実施主体は市町村とし、予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則としております。さらに、予防接種事故が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済の対象となりますが、被害救済に万全を期すため、助成対象事業には、予防接種に起因する事故への補償を含む予防接種事故賠償保険に市町村が加入することとなっております。

子宮頸がんワクチンの対象者であります、13歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間の女性、中学1年生から高校1年生とし、基準単価は15,939円となっております。

ヒブワクチンの対象者は2ヶ月以上5歳未満の者で、基準単価は8,852円で、小児用肺炎球菌ワクチンの対象者はヒブワクチンと同じ2ヶ月以上5歳未満の者となっております、基準単価は11,267円となっております。

また、この事業については、実施主体は市町村であります、接種を受ける法律上の努力義務はないことを明らかにし、副反応や健康被害救済等について周知を行うこととなっております。

当該事業は平成22年11月26日から適用することとなっております。

今後、町医師会の先生方等、関係機関と協議しながら、本年度内のできるだけ早い時期に実施してまいりたいと考えております。そのため、12月定例会の最終日に、必要な経費について補正予算を計上いたしますので、よろしく願い申し上げます。

なお、これらのワクチン接種費用の助成にかかります要綱につきましては、現在整備をしているところでございますので、2月の厚生常任委員会でお示しをさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解の程よろしく願い申し上げます。

以上で、子宮頸がんワクチン等接種費用の助成についてご報告を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 今の課長の説明を聞いて、やっぱり心配やったのは、国は予算ありきです

から、これも予算の範囲内においての2分の1補助ということで、これまたどないなっていくねやろうと心配はしていますけれども。それにかかわらず、町は、予算の範囲内においてですけれども、接種希望者には全員、無料で打っていただくという基本的な考え方でいいというふうに理解しておいてよろしいですか。

健康対策 はい、それで結構でございます。

課長

委員長 他に、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、(5)斑鳩町健康増進計画(案)について、理事者の報告を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策 それでは、斑鳩町健康増進計画(案)についてご報告させていただきます。
課長 平成22年11月10日に健康づくり推進協議会を開催し、斑鳩町健康増進計画(案)についてご意見を賜ったところでございます。

お手元の資料4をご覧ください。まず、P1の第1章斑鳩町健康増進計画の概要(1)「斑鳩町健康増進計画」追加・増補の趣旨といたしましては、食習慣などの生活習慣を見直し、健康的な生活習慣の定着を図るために「健康いかるが21計画」を推進し、4つの分野で取り組んでまいりましたが、今回の見直しにあたり、近年はストレスの多い社会であり、ストレスが原因となって健康を害する人が増加していることから、新たに「休養とこころの健康」の分野を追加し、奈良県健康増進計画と同様に2年延長して最終評価を平成24年度としております。

次に、第2章の4ページから22ページまでは、9月の委員会におきましてご報告させていただきました健康づくりに関するアンケート結果や死亡原因などの状況から、中間評価からの進捗状況をまとめております。

23ページですけれども、第3章の今後の取り組み(1)計画の方向性としては、「高血圧・脳卒中予防」だけでなく、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿

病などの発症を予防するために、食習慣などの生活習慣を一人ひとりが見直し、ますます増加する生活習慣病の予防に取り組むことが重要となります。

家庭では子育てなど、毎日が多忙となり働き盛り世代においては、自分の健康を振り返る機会が少なくなっていると考えられることから、若い時期から生活習慣を見直し、健康を意識することは次世代を担う子どもたちの生活習慣にも大きく反映されることから、家庭から地域へ、健康づくりを広げるために、親子の関わりが強い、保育所・幼稚園・小学校・中学校などの集団の場から、親子で健康づくりに取り組む体制づくりが大切であると考えております。また、ストレスから心身症、肥満、糖尿病、アルコール性肝障害など身体的な病気を引き起こす場合があります、これまでに取り組んできた「食べる」「動く」「たばこ」「健康管理」の4分野に、今回、新たに「休養とこころの健康」の分野を追加し、5つの分野で取り組んでまいります。

次に24ページ以降につきましては、(2)分野別の取り組みと目標項目・目標値についてであります。分野ごとに、具体的な取り組みとして個人や家庭ができることと地域連携の健康づくりについて、また、今後の目標項目と目標値につきまして、町及び関係団体等が実施する事業に分けてまとめてあります。それぞれの説明は割愛させていただきたいと思っておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。この計画(案)について、ご意見等がございましたら、健康対策課までご連絡をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、次回、2月に健康づくり推進協議会を開催し、この計画をまとめ、その後、お示しをさせていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。以上で、斑鳩町健康増進計画(案)についてご報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

それでは次に、(6)コンビニ収納及びペイジー収納の導入について、理事者の報告を求めます。 清水総務部長。

コンビニ収納及びペイジー収納の検討会議の担当幹事ということで、私のほうから説明をさせていただきます。資料の5を見ていただきながら説明させていただきますたいと思いますので、よろしく願いいたします。

前々回、9月14日の当委員会におきまして、町税等の納付に係るコンビニ収納・ペイジー収納の導入につきまして、調査・研究を行うための検討会議を設置することにつきましては説明をさせていただいたところでございますが、第1回目の検討会議は9月3日に開催いたしまして、それ以降、先進地調査でありますとか、指定金融機関である南都銀行のほか、関係機関等との協議を行うなかで、一定のとりまとめができましたので、報告をさせていただきます。

まずはじめに、コンビニ収納及びペイジー収納というのはどういうものかについて、あらためて説明をさせていただきます。

1点目のコンビニ収納でございますが、コンビニエンスストアの窓口におきまして税金等の支払を行えるものでございます。全国の約45,000店舗とほとんどのコンビニエンスストアで利用できるシステムでございます。

また、ペイジー収納と申しますのは、マルチペイメントネットワークと呼ばれます金融機関の電子決済システムのネットワークを利用いたしまして、インターネットバンキングやモバイルバンキングの利用や、このマルチペイメントネットワーク対応金融機関におけます現金自動預け払い機、いわゆるATMでございますが、それを利用して税金等を支払えるシステムでございます。

2番目に書いてございます、導入の背景と目的でございます。先の委員会でも説明をさせていただきましたが、インターネットをはじめとする情報通信技術の飛躍的な発展に伴いまして、行政サービスの高度化や効率的な行政運営を実現するための情報化施策の推進が求められるなかにおきまして、税金等を支払う場合におきましては、現在は、住民等、納入義務者の方が金融機関か町の窓口のほうに出向いて現金で支払う必要があることから、どうしても時間的あるいは場所的な制約を受けることとなっています。

こうしたなかで、民間サービス事業者を中心に、コンビニエンスストアでの支払、あるいはインターネットバンキングを利用した支払い、いわゆるコンビニ収納・ペイジー収納の利用が急速に普及してまいりました。

全国の地方公共団体におきましても、コンビニ収納につきましては375団体、ペイジー収納につきましても21団体が導入している状況でございます。県内では、ペイジー収納の導入はないものの、コンビニ収納につきましては15団体導入している状況でございます。

このことから、斑鳩町においても収納方法の多様化に対応し、住民サービスの向上に向けた効果的な収納方法として、このコンビニ収納、ペイジー収納の導入してまいりたいと考えているところでございます。

次に導入による効果でございますが、このコンビニ収納・ペイジー収納の導入による効果といたしましては、1つとして、税金等の支払方法の住民の選択肢が増加し、場所や時間的制約が減少し、住民サービスが向上するというところでございます。

2つといたしまして、郵便局のATMやコンビニエンスストアが利用できることによりまして、金融機関や町の収納窓口の運用時間を未納理由にされる事がなくなりまして、未納者への対応が容易になるということでございます。これどういふことがと申しますと、滞納者から、納付できない理由としてよくおっしゃるのが、銀行や役場があいている時間帯は、自分も仕事などの勤務時間があるので、納付できないといったものが多くございまして、このコンビニ収納・ペイジー収納の導入することによって、そういったことが言えなくなるということでございます。

3つ目といたしまして、期限内の収納率向上が期待できることから、督促件数の減少が期待できますし、督促や未納管理に伴う事務の効率化が図れるという効果が期待できるものであります。

次に、対象税目でございますが、ここに書いてございますように、①個人住民税の普通徴収、②固定資産税、③軽自動車税、④国民健康保険税、⑤上下水道料金といたしまして、上下水道料金につきましては、口座振替率が現在90%ということもございまして、コンビニ収納のみを考えております。

次に、最後でございますが、導入年次でございます。コンビニ収納・ペイジー収納の導入の際に必要となります収納代行業者の選定後、約6ヶ月間のテスト期間が必要でありますことから、平成23年度におきまして、この収納を代行する事業者等の選定、関係機関との協議、あるいはシステムのテスト等を行った上で、平成24年4月からこのコンビニ収納・ペイジー収納

の取扱いを行ってまいりたいと考えております。

以上をもちまして説明とさせていただきますが、新年度におきまして、収納代行事業者等が決定いたしまして、具体的なスケジュールが決まりましたら、あらためて当委員会にご報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員

里川委員 何年か前に、私は、コンビニ収納の件については、町に対しては、こういうことをやったらどうやということによって要望をした経緯もあります。そのときに町が言われたのが、非常に手数料等がかかるので、今後検討したいとおっしゃっておったんですけども。手数料の関係は、このコンビニ収納・ペイジー収納でどんな状況であるというふうに考えたらいいか。それとですね、私もコンビニで支払うということがあるんですね、いろんな料金関係で。手数料を、私が払う時に、手数料がとられない、請求金額そのまま支払うという場合と、支払う金額プラス手数料を上乗せして支払うケースとあるんですね。これらについては、町のほうでは、住民さんのほうに手数料というのは、プラスすることについては考えているのかどうか。その2点について、ちょっと尋ねておきたいと思います。

総務部長 手数料でございます。今、現在想定しております分につきましては、コンビニ収納の場合でございますが、1件あたり60円の消費税63円、あとペイジー収納は1件あたり33円、これにつきましては、個人の方がお支払いになる時に負担していただくものではなくて、町が負担するものですので、この制度を利用して、住民の方々が納入されたとしても手数料はかからないということです。

里川委員 何年か前に、私がお尋ねした時に、手数料の問題で、手数料が高くつくとか、そんなことをおっしゃっていたように思うんですが、意外に、手数料というのは低い金額だなとは思いますが、ただ、準備をするのに、バーコード

をつけたり、何やらするのに、経費はいろいろかかってくるのかなと思いますし。既に水道料金なんかの、引き落としができなかったときの通知書が、もう既に変わっていますね、今月は。今までの納付書と違って、はがきの形のものになって、変わってはきているなど思っているんですが。そういう点でいうと逆にまた事務費的なものというものにもお金もかかってくるのかなと思うんですけれども。それらについては、どの程度っていうのか、そんなたいしたことないのか、結構なお金を投入せんとね、最初、投入せんあかんのかということもちょっと気になるんですが、それらについてはどんなもんなんでしょうか。

総務部長 今、現在の想定で金額で申し上げますが、この両方のシステム、コンビニ収納とペイジー収納を両方導入する、当初の初期費用でございますけれども、一般会計、要は国保と税務課のほうで約1,600万円見込んでいます。上下水道部のほうにつきましては、これはコンビニ収納だけでございますけれども、約400万円。合計合わせまして約2千万円を見込んでおります。

それと、そのあと、ランニングコストというのが当然かかってきますので、それにつきましては、一般会計のほうでは約年間500万円、水道事業のほうでは約50万円と見込んでおります。

もうちょっとこうやって説明させていただきたいんですけれども、この導入費用、いろいろ初期はかかってくるわけなんでございますけれども、年間のランニングコストベースで言いますと、今現在でも、税金でありますとか国民健康保険税を納めていただいております徴収コスト、ちょっと試算させていただいたところですね、現在は100円の税金等を徴収するのに約3.44円かかっております。これが導入をいたしますと約3.44円が0.1円のコスト高に留まるという試算がございます、3.54円ということで試算もございまして、このことによって、やっぱり収納方法が増えることによって、窓口納付が少なくなれば、当然、そういう職員負担も少なくなっていくかと思えますし、そういったことでも利点はあるのかなと考えております。

里川委員 私も何年か前に申し上げていたのでね、これについては積極的にやられた

らいいと思っています。初期費用はちょっとかかりますけれどもね。こないだから総計やら何やらやってるなかでも、斑鳩町は転入・転出が非常に多いということがございます。転出をされた場合、よそへ行かれたときに、追いかけて行って、そっちへ送ったとしても、離れてたら払にくい。銀行なんかも、対応できる銀行とかそういうのもいろいろ制限あった場合ね。せやけど、コンビニとかで払えるとなると、払うほうも払いやすいんじゃないかなと。払っていただきやすくなると。そういう結構な数の転入・転出の数がね、年間1千人近く動いているということもありますのでね。まあ有効に使えるのかなというふうには思っています。初期費用は結構かかりますけれども、それでも、やっていこうということで、徴収コストがたいして上がらないということであれば、やる価値はあるかなとは思いますが。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(7)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成22年度一般会計補正予算(第8号)のうち、厚生常任委員会が所管します補正につきまして、資料6 平成22年度一般会計補正予算(第8号)歳入歳出総括表(案)により、一括して説明させていただきます。

まず、歳入の補正予算でございます。第15款、県支出金の衛生費県補助金の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業補助金では、子宮頸がんワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチン接種の対象費用の2分の1補助金といたしまして、674万6千円の増額補正をお願いするものでございます。歳入については以上でございます。

裏面を見ていただきまして、歳出でございます。

第3款 民生費、社会福祉総務費の災害時要援護者台帳の充実では、災害時要援護者調査の地図情報システムの導入といたしまして、58万1千円の

増額補正、同じく臓器移植医療の啓発として、移植医療の啓発チラシ作成で94万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、障害福祉費の重度身体障害者移動支援の充実では、現在のリフト付乗用車では細い道の通行が難しいことから、リフト付軽自動車の購入といたしまして168万5千円の増額補正を。

総合保健福祉会館のガーデニングボランティア活動の支援では、剪定バサミ等の道具の購入等や研修の講師代といたしまして100万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、管理運営費では、緊急地震速報受信装置の整備として、受信装置の設置で69万4千円の増額補正、同じく総合保健福祉会館の充実では、多目的室入口ドア設置工事と駐車場歩行者通路改修工事として、合計で300万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、第4款 衛生費では、感染症予防費の小児肺炎球菌ワクチン接種の実施と子宮頸がんワクチン接種の実施で、接種費用として、それぞれ434万円と569万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、母子衛生費のパパママスクールの充実では、教材の購入費用として26万3千円の増額補正、同じく乳幼児訪問指導の実施では、訪問指導に使用します公用車の購入等で、156万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、塵芥処理費の紙おむつ類専用ごみ袋の無料交付では、専用ごみ袋の製作費として163万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）のうち、厚生常任委員会が所管します補正についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

それ以外に、各課から報告することはございませんか。

(な し)

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑・意見等があればお受けいたします。 里川委員。

里川委員

障害者自立支援法の関係なんですけれども、応益負担をなくそうというような、なくしてほしいという障害者さんの要望もあったし、政権をとった民主党は「応益負担をなくす」と言っていたんですが、公約としてはね。ただ先の国会で障害者自立支援法は改正されました。されましたけれども、応益負担ていうのは残ったということになっております。当委員会としては、所管の問題ですので、この障害者自立支援法の改正に伴って、結局、町のほうもサービスなどについて、ある程度かえなあかん部分もあるやろうし、どうい改正が行われたのかということ、簡単で結構ですのでね、そして、どういところで、今後、ちょっと要綱とかでも変えんなあかんところあるやろうし、そのへんのところを担当委員会としてはきちっとつかんどかんなあかんのとちがうのと思うので、その点についてちょっと説明をしていただけたらと思います。

福祉課長

今、委員がおっしゃった障害者自立支援法の関係の一部改正でございますけれども、まず大まかな内容から言いますと、代表的には、今、委員は、応益負担は残ったとおっしゃっておりますけれども、今、現在でも当初の応益負担から、大きく応能負担のほうに大きくシフトしております。そのことについて、今回、原則的には応能負担にしますよということが明記されたこと、これが1つでございます。それから、今まででしたら、発達障害の方たち、たくさん今現在おられるわけですけれども、その方たち、今までは自立支援のほうの対象になるということが明記されておりましたけれども、そのことについて対象になりますということで、そのことが明記されたということでございます。それと、今、斑鳩町でしたら、西和7町で自立支援協議会というのを運営しております。全国的に見ますと60%くらいが設置してありますけれども、まだ設置していないところがあると。これにつきましては、

各地域の必要なサービス等を検討する協議会で、重要な協議会ということで、今まで法律上には載っていませんでしたけれども、それについて法的に明確にさせたということがひとつございます。それから、養護学校に通っているお子さんの中で、その放課後のサービスが受けにくいというのがございます。斑鳩のほうは、長期休暇につきましては、夏期休暇で、日中一時支援ということで7町でそれについて対応しようということで実際に現在、動いていますけれども、放課後デイサービスということについて、充実させていこうということが明記されました。主なものは以上でございますけれども、それに対する対応の件なんですけれども、今お話をさせていただいたものも、福祉課といたしましてもインターネット等で情報を収集している内容でして、実際に県のほうからは全くまだ来ておりませんので、来てから、それについては、また対応したいと考えております。以上です。

里川委員 私も気になる点ですので、今、課長のほうから説明をしていただきまして、だいたい改正点というのは聞かせていただきました。応能負担へ移行はしているというものの、医療関係なんかの分については、応益という形であると思うんですけれどもね。今後の動向も見守りながら、私としては、町がいろいろなサービス、さっき課長、今、ちょっと言ってくれました、私ずっと要望してるのが、養護学校行っている子どもさんの長期休暇になったときに、ご家族さんが何かしたい、何か用事があるというときに、預けれるところがなかなかないということで、お悩みを私はよく聞いていますよということで、前から要望していることについても、7町のなかで協議していただいているということも答弁の中で言っていただきましたけれども。今後も、そういう動向を見ながら、私らもきちっとチェックをせんないかんし、町としても改正点に準じて要綱など整理せんとあかんということでは、私たちが担当委員会として、それらきちっととされているのかということもチェックもせんとあかんので、また今後情報少しでも早く、また県のほうにも言っていただきまして、また、そういう作業、きちっとやっていっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

委員皆さんには早朝から終始熱心にご審議いただきましたことを厚く御礼申し上げます。特に6日の付託議案の関係につきましては、議案の第43号につきましては、原案どおりご承認賜りまして厚く御礼申し上げます。また陳情第7号につきましては、趣旨採択ということで、国に要望されると、その中でも委員長からもありましたように企業努力をしていくということがやっぱり一番大事ではないかということでございます。また継続審査等につきましては、環境保全及びごみの減量化、資源化の推進があつて、あと盛りだくさんの各課報告事項でございましたけども、あとの斑鳩町健康増進計画案については皆様に資料等、勉強していただいて、次の委員会等でもご意

見等を賜りたいと思います。あとは、直接、補正予算の中で出てまいりましたように、来年1月1日から医師会の協力を得て、子宮頸がんワクチン、あるいはヒブワクチンとか、あらゆる関係のことにつきまして、町でやっていきたいと、これも議会の皆様のご協力を得てこういうことをさせていただくということは非常にいいことだと思っております。さらになお一層努力をしてみますので、なお一層の皆様のご協力、ご支援をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時41分 閉会)